

平成 26 年 12 月議会

第 5 委員会 報告事項

専決処分報告

- | | | |
|----------|--|-----|
| ○ 報告第67号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について
(城南区友泉亭) | 1 頁 |
| ○ 報告第68号 | 除草作業中の事故による損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 5 頁 |
| ○ 報告第69号 | 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分に
ついて | 8 頁 |

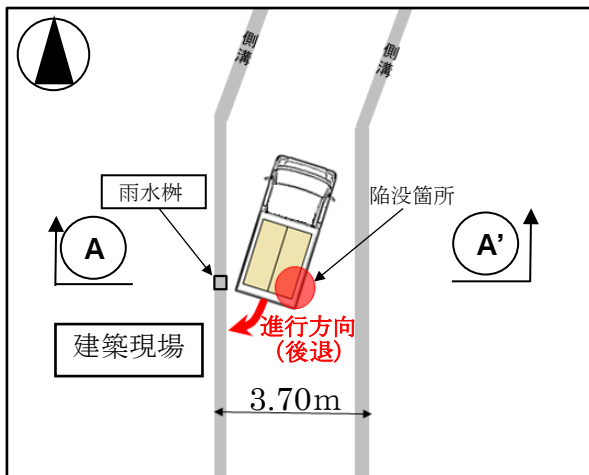
平成 26 年 12 月 19 日

道路下水道局

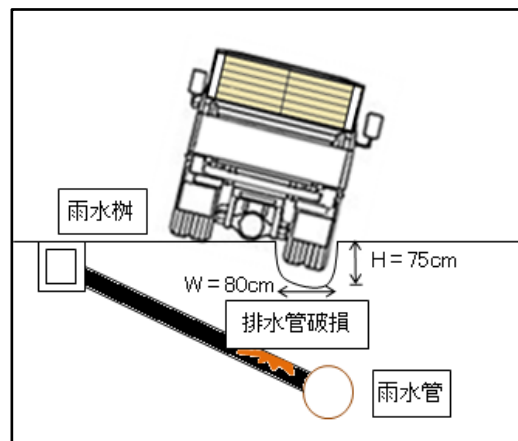
位置図



平面図



A - A' 断面図

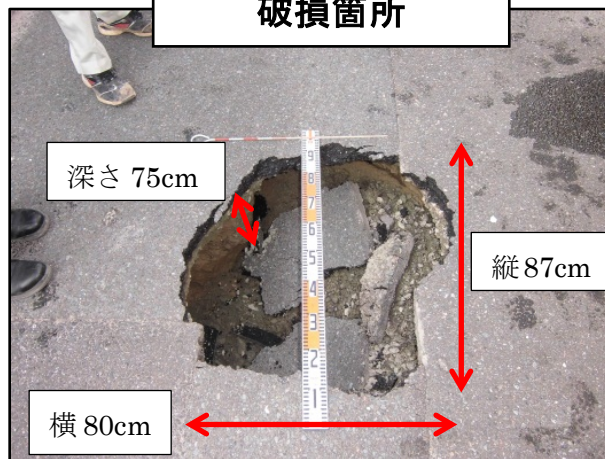


人的損害	0 円
物的損害	80,560 円
損害額計	80,560 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	80,560 円

現場状況



破損箇所



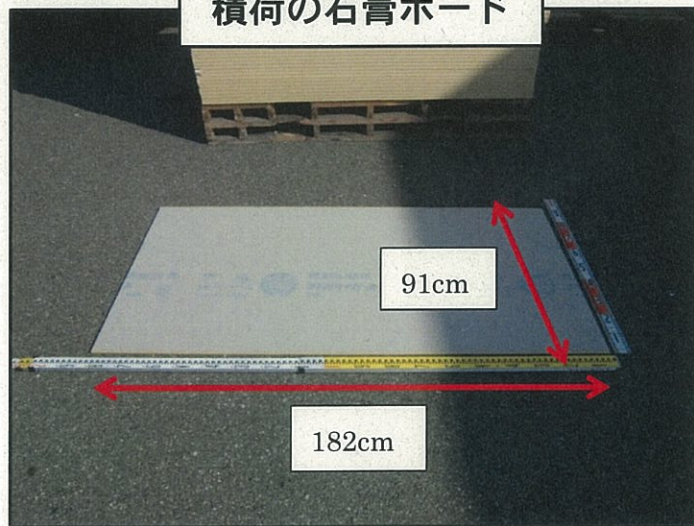
補修後



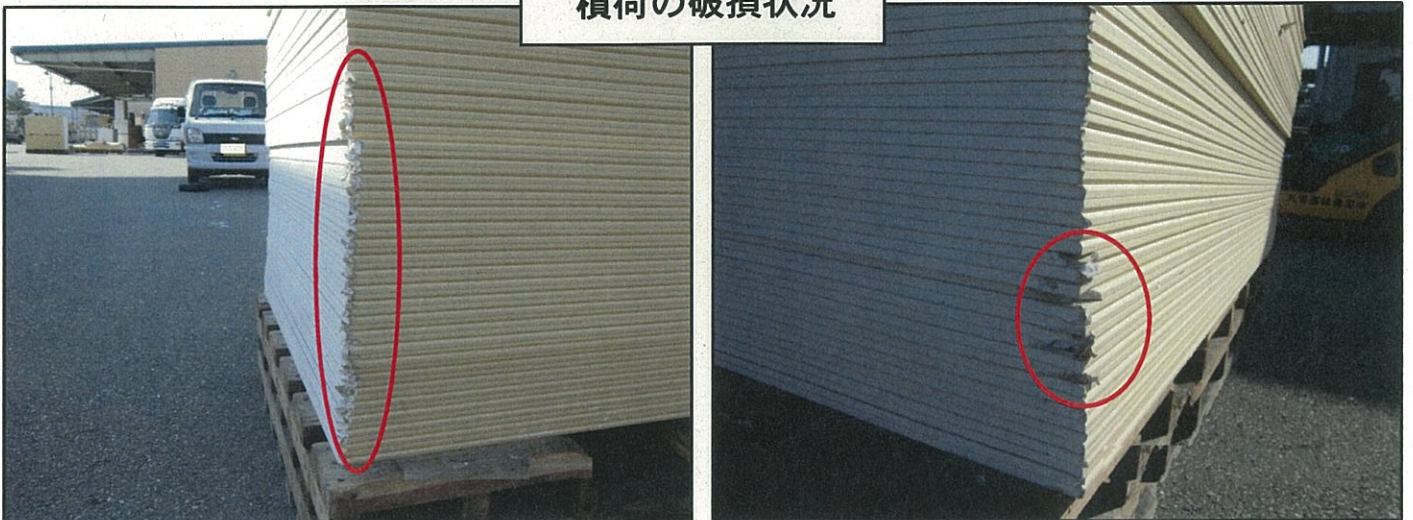
事故発生時の状況



積荷の石膏ボード



積荷の破損状況



報告第68号

除草作業中の事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、除草作業中の事故による損害賠償の額を決定することについて、平成26年11月28日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</p> </div>	24,678円

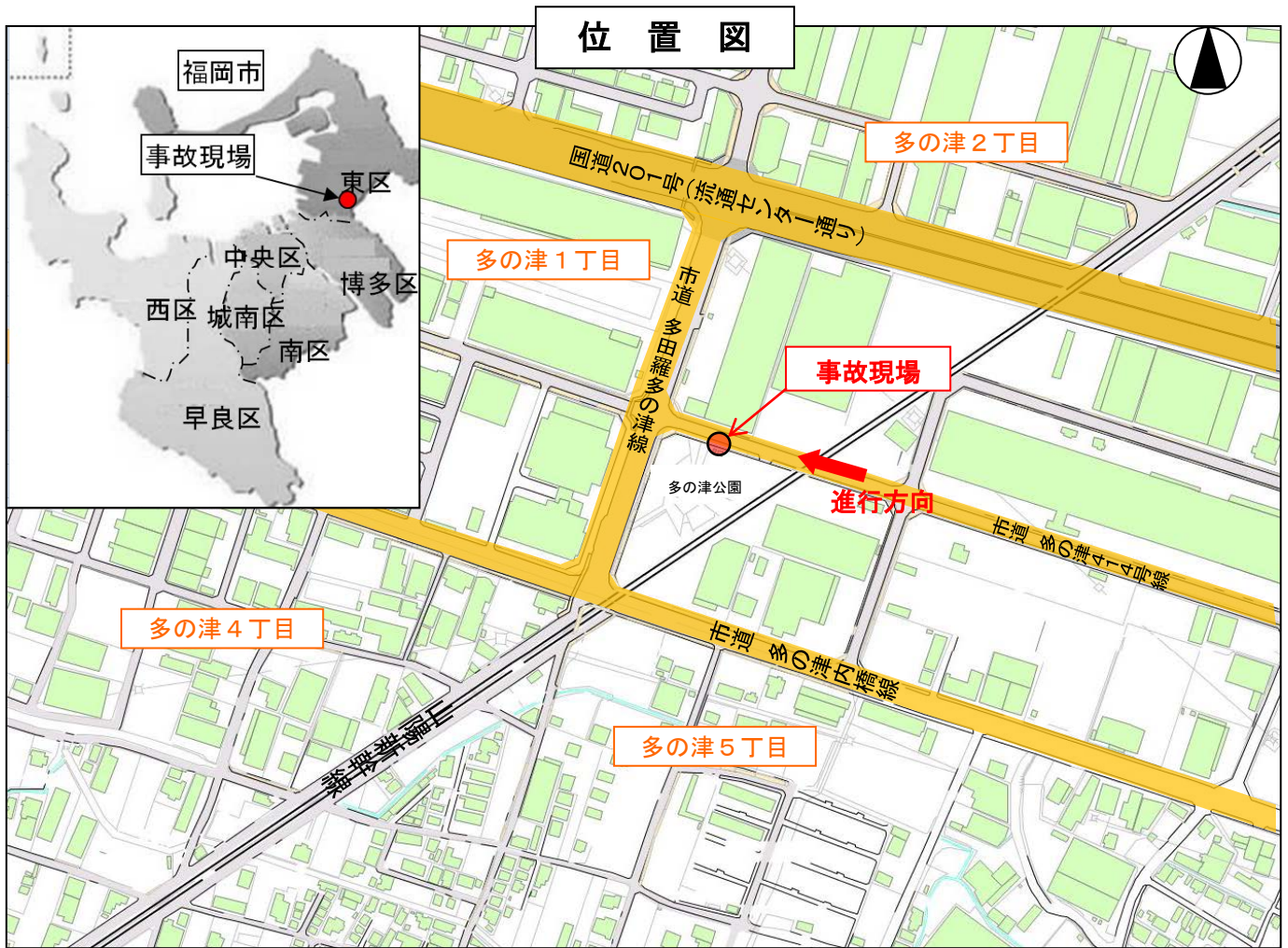
2 事件の概要

平成26年11月6日午前9時20分頃、東区役所地域整備部維持管理課所属の職員が、市内東区多の津一丁目15番付近の市道において除草作業を行っていた際、草刈機の刃により跳ね飛ばした石が、当該市道を走行中の相手方○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○所有の普通貨物自動車に当たり、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。

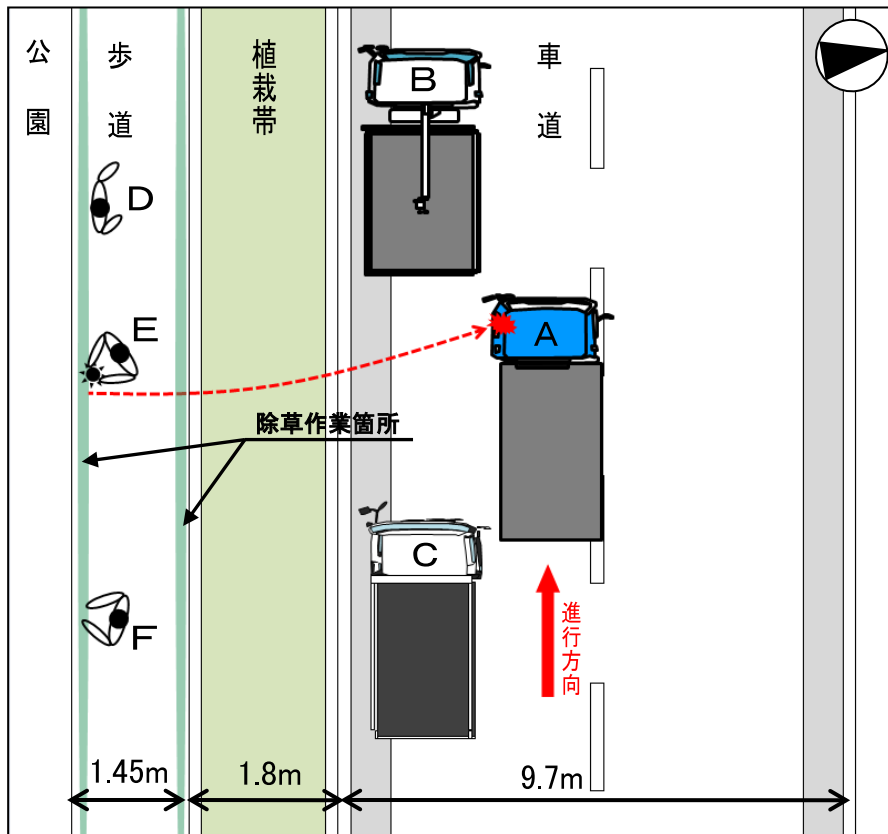
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年12月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



平面図

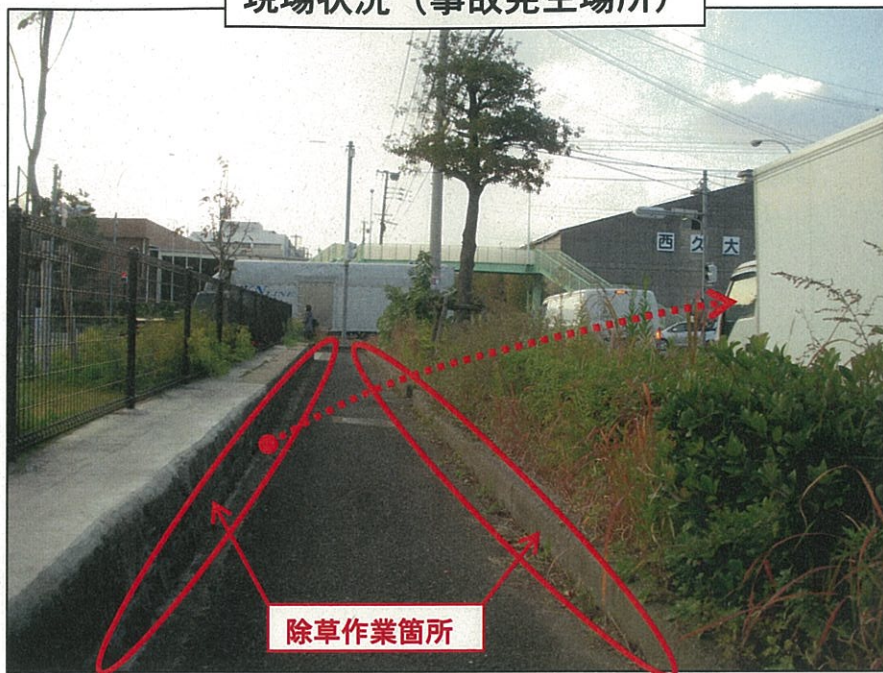


凡例

- A : 被害車両 (貨物トラック)
- B : 作業車 (ユニック車)
- C : 作業車 (2 tトラック車)
- D : 作業員 (交通誘導)
- E : 作業員 (除草作業)
- F : 作業員 (収集作業)

人的損害	0 円
物的損害	24,678 円
損害額計	24,678 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	24,678 円

現場状況（事故発生場所）



除草作業箇所

破損状況



左側窓ガラス破損

報告第69号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、平成26年10月14日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。</p> </div>	33,048円

2 事件の概要

平成26年7月18日午後1時30分頃、南区役所地域整備部維持管理課所属の職員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転して市内南区井尻二丁目へ向かう途中、同区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近の三叉路を左折しようとした際、当該三叉路に面する相手方〇〇〇氏宅の塀に接触し、当該塀を破損させ、損害を与えたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

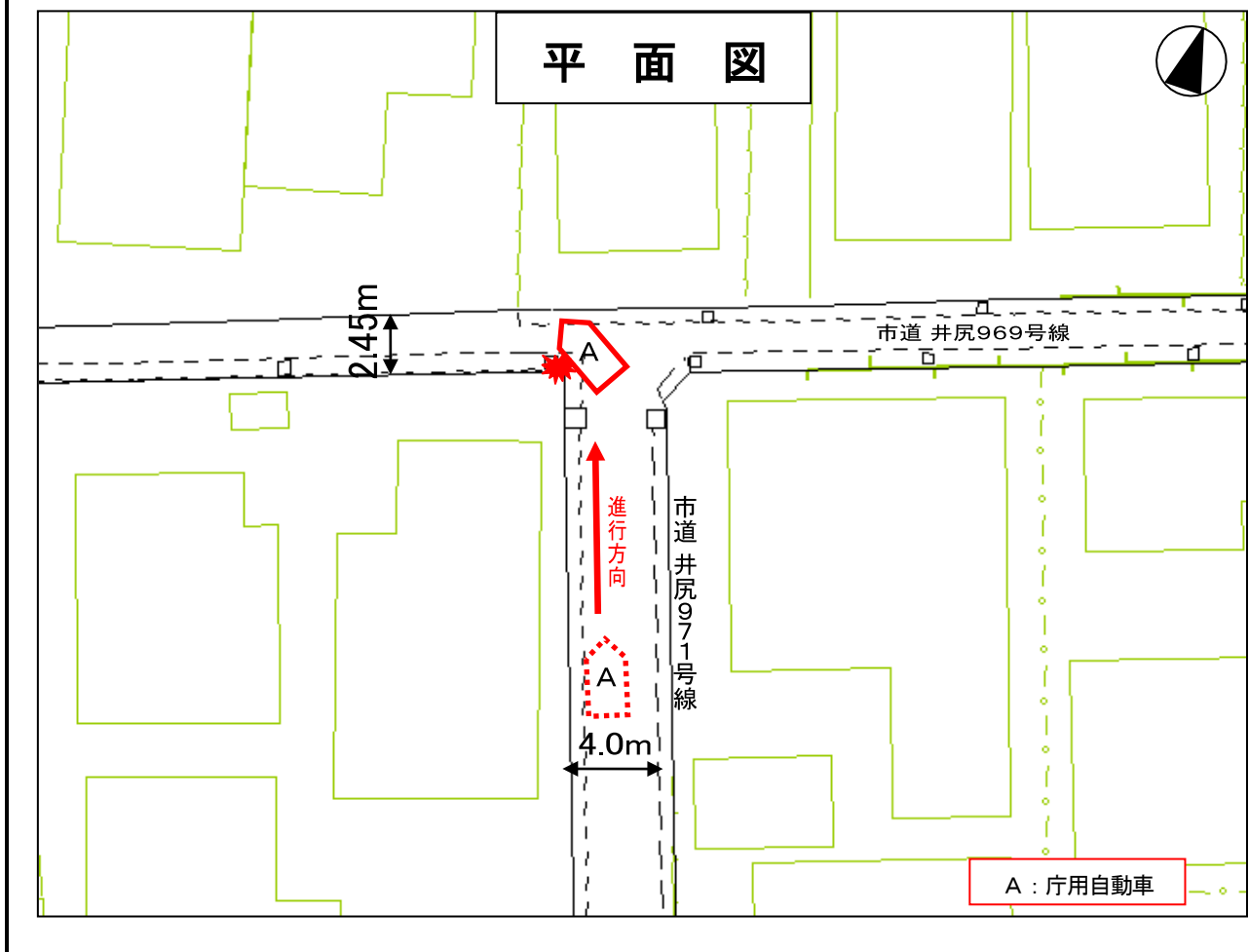
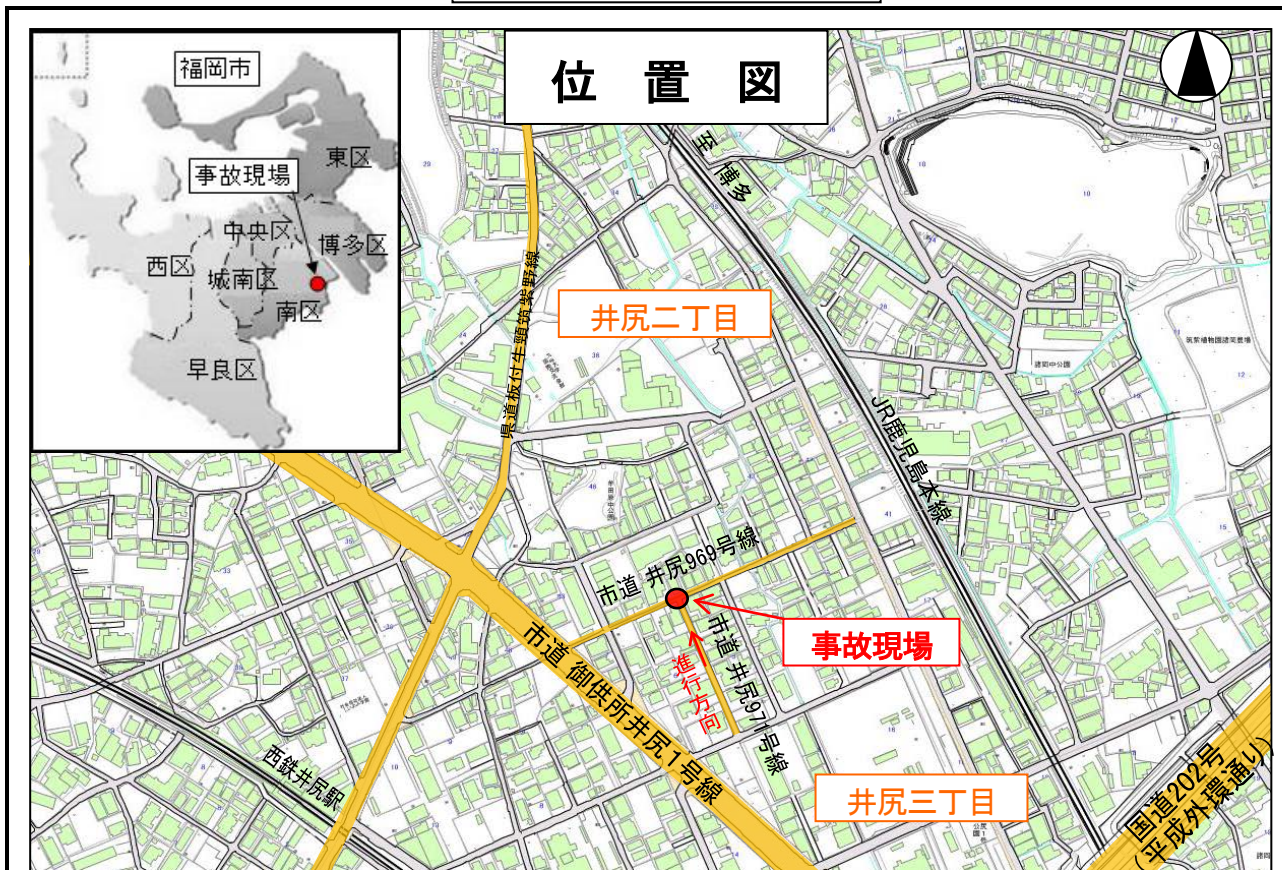
平成26年12月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

事 故 報 告 書

事故発生日時	平成 26 年 7 月 18 日 (金曜日) 午後 1 時 30 分頃 天候：晴			
事故発生場所	福岡市南区○○○○○○○○○○地先			
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。		
	氏名			
事故の概要	平成 26 年 7 月 18 日午後 1 時 30 分頃、南区役所地域整備部維持管理課所属の職員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転して市内南区井尻二丁目へ向かう途中、市内同区○○○○○○○○○○付近の三叉路を左折しようとした際、当該三叉路に面する相手方○○○氏宅の塀に接触し、当該塀を破損させ、損害を与えたものである。			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	民地の塀	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	左後方ドアの破損	
過失割合	相手方	0 割	本市	10 割
損害賠償額	33,048 円			

事故現場見取図



相手方塀



①全景写真



②破損状況

庁用自動車



③全景写真



④破損状況